

消費者教育講座(学校への出前講座)を実施しています!

仙台市消費生活センターでは、市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒、大学・専門学校等の学生を対象に、消費者教育に関する出前講座を実施しています。専門の講師による授業となります。

講師

弁護士、司法書士、J-FLEC講師、
e-ネットキャラバン専任講師、消費生活相談員など

テーマ

①契約の基礎知識 ②金銭・金融教育
③インターネットトラブルの被害にあわないために
④悪質商法の被害にあわないために

申し込み方法

実施日の2か月前までに「仙台市消費者教育講座申込書」に必要事項を記入してFAXでお申し込みください。(ホームページからダウンロードできます)



詳しくは
こちら

実践例 東北高等学校 泉キャンパス (2学年6クラス)

消費生活相談員を
ゲストティーチャーとして派遣

テーマ：スマホ・ネットでのトラブル対策を考えよう(ゲーム課金、マルチ商法)

1 ねらい

- 若者に起こりやすい消費者トラブル事例について具体的に引き上げ、その問題点を考える中で、学習内容を自分事として考えさせる。
- 講師である消費生活センター相談員の話聞くことで、自分の消費行動を振り返り、消費者トラブルに巻き込まれたときにどのような行動をとればよいか、どこに相談すればよいかについて学ぶ。

2 授業の流れ (50分)

	学習活動
導入 (10分)	・前時を振り返り、本時のねらいを確認する。 ・「ゲーム課金」「マルチ商法」2つのトラブル事例のDVDを見る。
展開 (33分)	・DVDの内容の中で、どのようなところに問題があったか、考える。 ・隣の人と問題点を出し合い、意見を黒板に記入して発表する。 ・消費生活センターの講師から、事例の問題点や解決策について説明を受ける。
終結 (7分)	・本時を振り返り、どのようなことに注意していけばよいか考え、まとめる。

3 生徒の感想

ゲーム課金、マルチ商法の問題点は授業等で学んでいたが、実際に、被害者の相談を受けている消費生活センターの方から、お話を聞いたことによって、より対策の仕方が明確になった。「お話を聞いたから大丈夫」と思わず、今後自分の身に何かあったときに対策ができるようにしたい。



【授業の様子】

YouTubeチャンネル

トラブル事例をアニメーションで分かりやすく紹介しています。



▲啓発動画「ちょっと待って」

消費生活に関するご相談は1人で悩まずお電話ください!

仙台市消費生活相談ダイヤル

または

消費者ホットライン

なやむな
022-268-7867

【相談受付時間】

月曜から金曜 9:00~16:30

土曜 9:00~16:00

※休館日 日曜・祝日・年末年始

いやや
188

(局番不要)



編集・発行 仙台市消費生活センター

〒980-8555 仙台市青葉区一番町四丁目11-1 141ビル(三越定禅寺通り館)5階

電話:022-268-7040 FAX:022-268-8309



目次

- ◆令和5年度 小・中・高校生の消費者トラブル相談状況
- ◆伊達学園のトリセツ
- ◆消費者教育講座(学校への出前講座)を実施しています!
- ◆YouTubeチャンネル
- ◆消費生活に関するご相談は1人で悩まずお電話ください!

選ぶ眼、決める力

第26号

2025.3月

令和5年度

小・中・高校生の消費者トラブル相談状況

令和5年度に仙台市消費生活センターに寄せられた相談件数は全体で6,393件でした。このうち20歳未満の相談割合は少ないですが【図1】、高校生になると相談件数が大幅に増加しています【図2】。特に、令和4年度に高校生の相談件数が大きく増加しており、これは成年年齢下げが要因の一つと考えられます。

相談内容は、どの年代もインターネットゲームに関する相談が上位を占めており【表1】、ゲーム課金のトラブルが多くなっています。

法的な知識や社会経験が不足しがちな若者をねらう悪質な業者もいることから、早い段階から年代にあわせた消費者教育が重要です。

相談事例

ゲーム課金

自分のアカウントで約20万円のゲーム課金がかされ、クレジット決済されていることに気づいた。身に覚えがなく9歳の息子に確認すると、タブレットで私のアカウントから課金していた。返金を求めたいがどうすればよいか。



40代男性

フィッシング

宅配業者を名乗る不在通知SMSが届いた。荷物が届く予定だったため、URLから個人情報を入力したが、不審に思い送信しなかった。調べてみると、偽の業者だった。急いでスマホのIDとパスワードを変更したが、今後どうすればよいか。



10代男性

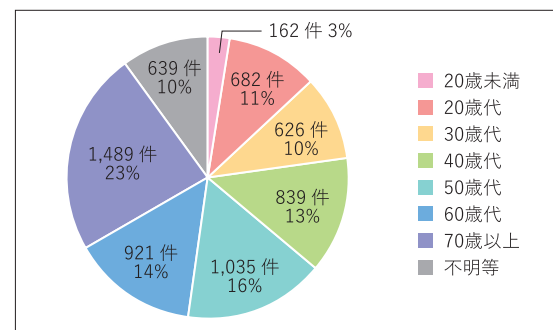
美容医療・エステ

友人と一緒に脱毛エステの契約後、友人が自分の契約も一緒に電話でクーリング・オフを申し出たところ、友人のみ受け付けられた。自分も電話をかけ続けたが、つながらずクーリング・オフ期間が過ぎてしまった。

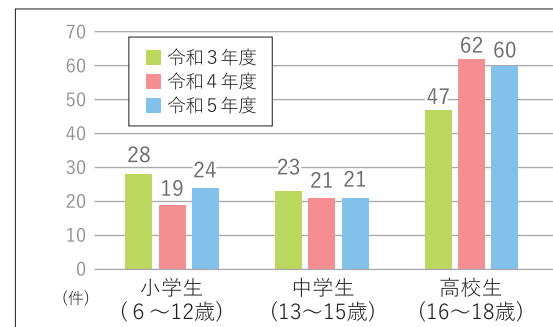


10代女性

【図1】令和5年度年代別相談状況



【図2】契約当事者の年代別相談件数



【表1】年代別・商品及びサービス別順位

	6~12歳	13~15歳	16~18歳
1	インターネットゲーム	インターネットゲーム	商品一般
2	商品一般	他の化粧品	インターネットゲーム
3	他の健康食品	他の健康食品	エステティックサービス
4	基礎化粧品 他の化粧品	ズボン 基礎化粧品	他の健康食品 基礎化粧品

伊達学園のトリセツ

学習指導要領を参考に作成した
仙台市オリジナル教材！



伊達学園って何？

仙台市で公開している消費者教育ウェブ教材「伊達学園」は、それぞれの年代にあわせて消費生活の基本的な知識やルール、トラブルにあった場合の対処方法などを学べる学習サイトです。
クイズやゲーム、動画などのコンテンツを活用し、楽しく学ぶことができます。

トップページ



- ① **学習コンテンツ（小学部、中部部、高等部）**
教育委員会と連携し、教科書と連動させた内容を取り上げています。
- ② **遊びながら学ぶ！消費者クイズ**
消費生活にまつわる様々な知識を、クイズで学ぶことができます。
- ③ **授業でござる**
生活やお金の使い方についての考え方や賢い買い物の仕方を解説しています。
- ④ **スクロールアクションゲーム**
ご家庭で楽しく学べるゲーム形式のコンテンツです。
- ⑤ **仙台市消費者川柳**
消費生活センターで募集した消費者川柳の受賞作品を見ることができます。
- ⑥ **教材・刊行物ダウンロード**
授業で活用できる、仙台市オリジナル消費者教育教材をダウンロードすることができます。

コンテンツの紹介

学習コンテンツ

それぞれの学年にあわせて、学ぶことができます。
副教材としての活用がオススメです。

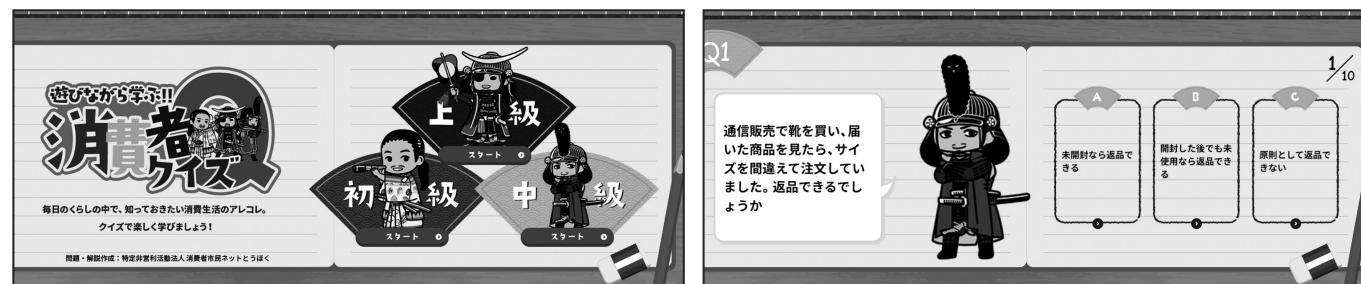
【消費生活分野】
「お金の使い方や売買契約」「悪質商法」など

【環境分野】
「暮らしと環境の関わり」「持続可能な社会とは」
「消費者市民社会」など



遊びながら学ぶ！消費者クイズ ～全学年対象～

消費生活にまつわる様々な知識を、クイズ形式で楽しく学ぶことができます。難易度が「初級」「中級」「上級」の3段階になっているため、学年や授業の進度に応じて学習することができます。全問正解すると免許皆伝に！
授業や家庭学習でご活用ください。



授業でござる！ ～小学校高学年対象～

お金の大切さや身近な物の選び方、賢い買い物の仕方など、暮らしの例を用いてわかりやすく解説しています。登場人物は、小学5年生の千代ちゃんとその家族。消費生活の授業で使える3つのストーリーで構成されています。コンテンツと連動した先生方向けの指導案や学習用プリントもあります。
授業でご活用ください。



【トップページ】



【指導案】



【学習用プリント】

教材・刊行物ダウンロード

仙台市消費生活センターで発行している消費者教育教材をダウンロードすることができます。タブレットでそのまま見ていただくことも可能です。副教材としての活用がオススメです。



#保護者向け

#保護者向け



まなびポケットに
ブックマーク登録しよう！

消費者教育ウェブ教材「伊達学園」はこちら

